コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年11月16日

株式会社ＩＧホールディングス
代表取締役社長　矢花 達也
問合せ先：管理統括本部　044-280-8500
https://www.ig-hldgs.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは、「社会とお客様のニーズに応える製品・サービスを提供し、新たな価値を創造する」のミッションのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題であると考え、経営の健全性及び効率性に加え、コンプライアンスやリスク管理といった内部統制の強化に努め、全てのステークホルダー及び社会への責任を果たしてまいります。

当社は上記を実行するために、業務執行に対し取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。社外取締役、社外監査役が取締役会等の重要会議へ出席・発言することにより、外部の視点からチェック体制の強化を図り、経営の透明性を維持しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２④　議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、株主名簿管理人が提供するインターネットによる議決権行使サービス（電子投票）を導入予定でありますが、上場時点における当社株主に占める機関投資家・海外投資家の比率が低い水準にとどまる可能性が高いことから、議決権電子行使プラットフォーム（ICJ）の利用及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後、株主構成の変化を踏まえ、必要に応じて導入を検討してまいります。

【補充原則３－１②　海外投資家等の比率を踏まえた英語での情報開示・提供の推進】

上場時点において当社株主に占める海外投資家の比率は低い水準にとどまる可能性が高いことから、英語での情報開示・提供は実施しておりません。今後の株主構成の変化を踏まえ、合理的な範囲において英語での情報開示・提供を検討してまいります。

【補充原則４－１③　後継者計画の策定・監督】

当社は、現時点では、最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりませんが、同計画の策定、運用

については重要な経営課題であると認識しております。当社は、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外役員で構成する任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役等の選任に関する審議を行っているところであり、今後、同委員会において、かかる後継者計画の策定、運用についても検討を行ってまいります。

【補充原則４－８②　独立社外取締役の情報交換・認識共有及び連携体制】
当社の独立社外取締役は 2 名と少人数でありますが、それぞれが取締役会等において経営陣と直接かつ十分な連絡・調整を行っております。また社外役員間の意見交換を行う場として社外役員連絡会を実施しており、独立社外取締役に対する十分な情報提供及び意見交換に努めております。なお、当社は筆頭独立社外取締役を設けておりませんが、独立社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査役会との連携に問題はないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　政策保有株式】
当社グループは、取引先との中長期的な関係維持・取引強化を目的として政策保有株式を保有しております。毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに保有目的の適切性、保有に伴う便益・リスクと資本コストとの比較を精査し、保有の適否を検証いたします。議決権行使にあたっては、保有先企業の企業価値向上及び当社の企業価値向上に資するか否かを基準として判断いたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主等の関連当事者との取引を行う場合には、「関連当事者等取引管理規程」に基づき、取引の必要性（事業上の合理性）及び取引条件の妥当性を検証の上、取締役会において取締役及び監査役の意見を求め、事前承認を得ることとしております。また、継続中の取引についても、定期的に取締役会に報告を行い、取引の必要性及び取引条件の妥当性を継続的に確認しております。毎事業年度末ごとに関連当事者等リストの更新を行い、また役員・主要株主等の異動の都度リストの見直しを行うことで、関連当事者の把握に努めております。

【補充原則２－４①　中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と測定可能な目標】
当社グループは、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の多様性確保を推進しております。2026 年３月末時点の女性管理職比率は 14.8%であり、2031 年３月末までに 20.0%以上とすることを目標としております。多様性確保に向けた人材育成方針として、階層別研修・資格取得奨励金等の制度を整備し、社内環境整備方針として柔軟な働き方の推進・労務管理の適正化に取り組んでおります。具体的には、子育てや介護等の事情によりオフィスへの出社が困難な人材を対象としたテレワーク前提での採用を継続的に実施しており、多様な人材が能力を発揮できる就業環境の整備を進めております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社グループは、従業員の資産形成支援制度として企業型確定拠出年金制度を導入しておりますが、拠出後の運用商品の選定及び運用は従業員自身が行うものであり、当社グループが積立金の運用に関与する確定給付型の企業年金制度は導入しておりません。なお、従業員に対しては、加入時の説明会及び継続的な投資教育・情報提供を実施しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（ⅰ）経営理念、経営戦略、中期経営計画は、当社ウェブサイト及び決算説明資料等にて開示いたします。
（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「Ⅰ.１.基本的な考え方」に記載のとおりであります。
（ⅲ）役員報酬の決定方針は、本報告書「Ⅱ．１.【取締役報酬関係】」に記載のとおりであります。
（ⅳ）取締役及び監査役の選任は、知識・経験・能力等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の審議・答申を受け、取締役会にて選任を決議し、株主総会に付議しております。なお、監査役の選任については、監査役会の同意を得た上でこれを行っております。また、解任については、指名・報酬委員会の審議・答申を受け、取締役会にて解任を決議し、株主総会に付議しております。
（ⅴ）取締役・監査役候補者の個々の選任理由は、株主総会招集通知に記載いたします。解任議案を提出する場合には、株主総会招集通知においてその理由を説明いたします。

【補充原則３－１③　サステナビリティについての取組み、人的資本・知的財産への投資等の開示】
当社グループは、サステナビリティへの取組みとして、ディストリビューション事業、ソリューション事業を通じた DX の推進や、デジタルパワー事業を通じた再生可能エネルギーの普及や蓄電インフラ整備への貢献を、事業活動を通じた社会課題解決と位置付けております。人的資本への投資については、社員の成長やスキルに応じた各種研修、資格取得奨励金や継続的な待遇改善及び労務管理の適正化に取り組んでおります。知的財産への投資については、案件ごとに商標等の事前確認や必要な権利取得を行い、適切に管理する体制を整えております。これらの取組みは、有価証券報告書「サステナビリティに関する考え方及び取組」及び当社ウェブサイトにて開示いたします。

【補充原則４－１①　取締役会の経営陣への委任の範囲】
当社は、「取締役会規程」において取締役会の決議事項・報告事項を明確に定めており、法令・定款及び「取締役会規程」に定める経営に関する重要事項を取締役会で決定し、その他の業務執行に係る意思決定は、「職務権限規程」・「業務分掌規程」に基づき経営会議及び経営陣に委任しております。また、業務執行の機動性を高めるため執行役員制度を導入しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を踏まえ、専門的な知識や企業経営に関する豊富な経験を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の経営課題に対して独立した立場から実効性のある監督・助言を期待できる者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則４－10①　独立した指名委員会・報酬委員会の設置】
当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
同委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、全社外役員及び社内取締役２名以内（少なくとも１名は代表取締役）で構成され、委員の過半数を独立社外役員としており、取締役の指名・報酬等の重要事項について審議し、取締役会に答申・助言を行っております。

【補充原則４－11①　取締役のスキル等の組み合わせ（スキル・マトリックス）】
当社は、経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（企業経営、営業・マーケティング、財務・会計、法務・リスク管理、IT・DX、人材育成）を特定した上で、各取締役の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、株主総会招集通知にて開示いたします。独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含めております。

【補充原則４－11②　取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況】
当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その数は役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる合理的な範囲にとどめており、兼任の状況は定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示いたします。

【補充原則４－11③　取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社における取締役会の実効性につきましては、分析・評価を行い、今後の取締役会において評価結果を活用していくことが重要であると認識しております。取締役会全体の実効性についての分析・評価に関して検証を行うとともに、抽出された課題への対応を通じて機能向上に継続的に取り組んでまいります。

【補充原則４－14②　取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
当社は、取締役・監査役に対し、就任時に当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識の取得及び役員に求められる役割と責務の理解のための説明を実施しております。就任後においてもリクエストに応じて外部の研修等への機会提供を行うほか、経営環境の変化に応じて適切な対応を行うべくトレーニング機会の提供等を行ってまいります。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、管理統括本部長を適時開示責任者とし、経営企画部が IR 窓口として経理財務部等の関連部署と連携して IR 活動を行う体制としております。株主からの面談の申込みに対しては、合理的な範囲で、経営陣幹部又は IR 担当部署が前向きに対応することといたします。半期・通期の決算説明会の開催、IR サイトによる情報提供、投資家向け説明会等を通じて双方向のコミュニケーションを図り、株主の意見は経営陣及び取締役会に適切にフィードバックすることとします。対話に際してはフェア・ディスクロージャー・ルールに基づき、未公表の重要事実の管理を徹底いたします。なお、監査役は、「監査役監査基準」に基づき、中長期目線の株主等との対話を行う場合には、関連部署と連携して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的範囲内で適切に対応するとともに、対話において把握された株主の意見・懸念を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に適切かつ効果的に伝えることとしております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JBCC ホールディングス株式会社	450,000 株	20.31%
株式会社テラスカイ	450,000 株	20.31%
NDI ソリューションズ株式会社	450,000 株	20.31%
矢花　達也	234,300 株	10.58%
みずほ事業承継ファンド第２号投資事業有限責任組合	90,912 株	4.10%
兼松エレクトロニクス株式会社	60,000 株	2.71%
株式会社ラック	60,000 株	2.71%
株式会社アルゴグラフィックス	60,000 株	2.71%
田中電機工業株式会社	60,000 株	2.71%
ベル・データ株式会社	60,000 株	2.71%
石黒　和義	60,000 株	2.71%
大池　宣行	60,000 株	2.71%

支配株主（親会社を除く）名	当社には、現時点で支配株主に該当する株主は存在しておりません。今後、支配株主に該当する株主を有する状況となった場合には、適切な対応を検討します。

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

３．企業属性

上場予定市場区分	東京　スタンダード
決算期	３月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	７名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安國　忠彦	弁護士											
吉丸　弘二朗	他の会社の出身者											△

※本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」としております。

※会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安國　忠彦	○	―	安國忠彦氏は、弁護士としての専門能力に加え豊富な知識と問題解決のための知見を有しております。当社の業務執行力強化を進めるうえでコンプライアンス面での企業経営の健全性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
吉丸　弘二朗	○	株式会社イグアスの取引先販売代理店であった東京日産コンピュータシステム株式会社	吉丸弘二朗氏は、IT 分野における長年の実務経験と、上場企業の代表取締

		（2023 年 11 月にＴＣＳ株式会社へ商号変更）の代表取締役社長を 2024 年 6 月まで務めておりましたが、当社取締役への就任(2026 年 1 月)に先立ち同社代表取締役を退任しております。また、同社は 2025 年 7 月 1 日付でキヤノン IT ソリューションズ株式会社に吸収合併され、消滅しております。なお、同氏はキヤノン IT ソリューションズ株式会社の役員等に就任した実績はなく、同社の業務執行者であった事実もありません。さらに、当社との間に人的関係、資本的関係その他の利害関係もないことから、上記の独立性に関する判断基準に照らし、独立性に問題はないと判断し、上場時における独立役員として指定し、届け出ております。	役社長としての豊富な経営実績を有しております。IT 業界の変遷や市場動向に関する深い洞察に加え、上場企業経営を通じて培われた高いガバナンス意識や組織運営の知見を兼ね備えていることから、当社の企業価値の向上と監督機能の強化に適任であると判断し、社外取締役に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社内有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
5	0	1	2	0	2	独立社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社内有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
5	0	1	2	0	2	独立社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。
<委員の構成>
安國　忠彦（委員長：独立社外取締役）
吉丸　弘二朗（独立社外取締役）
堀　公人（独立社外監査役）
園部　英樹（独立社外監査役）
矢花　達也（代表取締役社長）

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会、内部監査室、会計監査人が、お互い三者三様の監査での監査協力、情報提供等を図り相互の効果的な連携を定期的に行い、当社取締役等の業務執行者が、場合によって利益優先の意識が先行し、法令・定款違反等を犯す等の不祥事を未然に防止・是正する監視の役割を果たすべく当社の「三様監査」として、それぞれの監査結果や監査計画等について定期的に意見交換を実施し、相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	２名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)

		A	b	c	D	E	f	g	H	I	j	k	l	m
堀　公人	公認会計士													
園部　英樹	他の会社の出身者													

※会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀　公人	○	―	堀公人氏は税務当局や公認会計事務所における長年の経験と豊富な知識、財務会計や内部統制に係る知見に加え、公認会計士としての専門知識も有しており、その専門知識及び経験等を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、社外監査役として選任しております。
園部　英樹	○	―	園部英樹氏は、大手金融機関、IT 企業を通じて管理部門の経験が長く、ま

			た取締役、監査役の経験も持たれており、その専門知識及び経験等を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	４名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。なお、当社は、独立役員の要件を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度に関しての詳細は、後述の【取締役報酬関係】をご参照ください。ストックオプション制度に関しては、次項のストックオプションに関する補足説明をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である取締役が存在していないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定の基本報酬と業績連動報酬である現金賞与で構成されており、その報酬は株主総会で承認された限度額の範囲内で決定します。基本報酬は各取締役の役位、職責、期待役割等を勘案した固定額とし、業績連動報酬は取締役会が決定した当該事業年度の業績指標に対する目標達成率に基づき、評価区分及び役位別ウエイトを適用して各取締役の評価を確定します。指名・報酬委員会は当該評価の妥当性を審議した上で取締役会に答申し、取締役会が最終的な個人別支給額を決定しております。なお、社外取締役は固定の基本報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。

【社外取締役のサポート体制】

経営企画部が、取締役会の開催に際して資料の事前送付を行うと共に、必要に応じて補足説明を行なっております。また、取締役会の年間スケジュールを作成し、事前に配布することで、社外取締役が欠席することのないよう配慮しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンスの体制概要は次の通りです。

＜取締役会＞

取締役会は、代表取締役社長である矢花達也が議長を務め、社外取締役２名を含む取締役５名で構成されており、原則として月１回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営に関する重要事項の報告及び決定を行うとともに、取締役の執務の執行状況を監督しております。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数によって行うものとしております。

＜監査役会＞

監査役会は常勤監査役である田代昭臣が議長を務め、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されており、原則として月１回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査しております。また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。このほか、内部監査室及び会計監査人と、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率の向上を目指しております。

＜指名・報酬委員会＞

取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。当社の指名・報酬委員会は社外

役員である安國忠彦が委員長を務め、全社外役員及び社内取締役２名以内（少なくとも１名は代表取締役）により構成されております。指名・報酬委員会は、取締役の報酬体系や報酬金額の方針、選任及び解任に関する事項等の審議を行ない、取締役会に答申・助言する仕組みを担っております。

＜経営会議＞

経営会議は、代表取締役社長である矢花達也が議長を務め、業務執行取締役、執行役員、株式会社イグアスとの兼務取締役及び執行役員、株式会社アルファー・コミュニケーションズの代表取締役で構成し、原則として月１回定例日を定めこれを開催しております。会社経営に関する重要事項の審議及び決定を行っております。

＜内部監査室＞

内部監査に関する業務は、社長直属の組織として内部監査室（人員２名）がこれを担当し、監査責任者は内部監査室長としております。監査は、原則としてあらかじめ定められた「監査計画」に基づいて実施し、当社における経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、会社財産の保全ならびに経営効率の向上を図っております。

＜リスク管理委員会＞

リスク管理委員会は、代表取締役社長である矢花達也が委員長を務め、取締役と執行役員、及び社長が指名する者で構成し、原則として四半期に１回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。リスク管理委員会は、経営管理リスク、コンプライアンス、経理リスク、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについて対処するため、当社グループのリスク状況の監視及び全社的対応を行っております。なお、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・掲示等はリスク所管部門にて行うものとし、新たに生じたリスクについてリスク管理委員会は速やかに対応責任者を定めております。

＜会計監査人＞

当社は、EY 新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による業務執行の監督及び監査役会による監査を通じて、業務執行の適正性を確保する体制として、監査役会設置会社の体制を採用しております。

当社の企業規模を鑑み、機動的な業務執行を重視しつつ、取締役５名のうち独立性の高い社外取締役を２名選任することで、取締役会の監督機能のさらなる強化を図っております。また、監査役会においては、専門的な知見を有する社外監査役２名を中心に、客観的かつ実効性のある監査体制を構

築しております。
社外取締役及び社外監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、独立した立場から必要な意見を述べることにより、経営に対する監督及び監査機能の実効性向上に寄与しております。これにより、経営の健全性及び透明性の確保に努めております。
当社は、このように業務執行の機能性を向上させると同時に、経営に対する監督・監査体制を強固なものとすることで、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できるものと考えております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を早期に発送することで、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会に出席できるよう、株主総会の集中日を回避する事に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人が提供するインターネットによる議決権行使サービスの導入を予定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は実施しておりません。今後、株主構成の変化を踏まえ、必要に応じて導入を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	上場時点において当社株主に占める海外投資家の比率は低い水準にとどまる可能性が高いことから、英語での情報開示・提供は実施しておりません。今後の株主構成の変化を踏まえ、合理的な範囲において英語での情報開示・提供を検討してまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上でディスクロージャーポリシーを公表する予定です。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的説明会は今後の検討課題といたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに定期的に決算説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では海外投資家向けの定期的説明会は予定していませんが、外国人株主比率が増加した場合は検討してまいります。	なし
IR 資料のホームページ掲載	IR 資料をホームページに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 活動は経営企画部が担当します。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は全従業員が共有する行動指針として、「行動基準」を制定しており、全てのステークホルダーを含む社会や市場に対して誠実に対応いたします。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	サステナビリティへの対応を経営課題の一つと認識し、以下の対応を行っております。 ・デジタルパワー事業を通じた再生可能エネルギー普及への貢献 ・労務管理適正化や待遇改善等の人的資本への取組み
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、取引先、役職員、アナリスト、メディア等、全てのステークホルダーの皆様に対して、「透明性」、「公平性」、「継続性」のある情報開示を行うため、当社の事業活動や業績、経営戦略等をより理解していただき、全てのステークホルダーの皆様からの信頼と正当な評価を得るため、適時適切な情報開示に取り組むことが重要であると考えております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次の通りです。

１．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および社員は、法令・定款および社会規範を遵守するための規範として、「行動基準」をは

じめとするコンプライアンス体制にかかる規程に則り行動する。また、その徹底を図るため、管理統括本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に取締役および社員の教育等を行なう。内部監査室は管理統括本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について、社員が直接情報提供を行なう手段として「内部通報規程」に則り内部通報窓口を設置・運営する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報は「文書取扱規程」に従い、関連資料とともに文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて対処するため、リスク管理委員会を設置し全社的リスク状況の監視および全社的対応を行なうものとする。

なお、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・掲示等はリスク所管部門にて行なうものとし、新たに生じたリスクについてはリスク管理委員会において速やかに対応責任者を定める。

４．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとする。

（１）「業務分掌規程」「職務権限規程」等の意思決定ルールの策定

（２）「経営会議規程」に基づく経営会議の設置

（３）取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部毎の業績目標および予算の設定と、ＩＴを活用した月次・四半期業績管理の実施

（４）経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

５．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の事業管理本部長および子会社の社長を内部統制の責任者として、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。管理統括本部長はこれらを横断的に推進し、管理する。子会社については「関係会社管理規程」に則り運営することとし、取締役等の職務の執行に関する事項を必要に応じ当社に対して報告するほか、その業務の適正を確保する。当社の内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を社長、取締役会、および監査役会に報告する。管理統括本部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行なう。リスク管理体制の整備および見直し、リスク情報の集約ならびに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策のため、リスク管理委員会を設置する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請があった場合、監査役の職務を補助するため、適切な人員を監査補助者として選任する。

７．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は監査補助者に対し監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、監査役より必要な命令を受けた監査補助者は、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

８．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役または社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する。監査役は、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役および社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行なうものとする。

９．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした取締役または社員に対する不利な取扱いを禁止する。

１０．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第３８８条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

１１．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

１２．反社会的勢力との取引排除に向けた体制

当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。この基本方針のもと、「反社会的勢力対応規程」を制定し、有事の際の対応を定める。また、反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

１３．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行ない、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方について、「行動基準」及び「反社会的勢力対応規程」においてその内容を定めており、主要な社内会議や研修等の機会を捉えて周知徹底を図っております。社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスク管理委員会を設置し、反社会的勢力に関連する業務は管理統括本部が所管しております。取引先との契約においては、反社会的勢力との取引排除及び契約解除の条項を設け、その徹底を図っております。各拠点の責任者は、各都道府県に設置された暴力団追放運動推進センターの実施する研

修を行ない、自治体や警察との緊密な連携関係を構築しております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

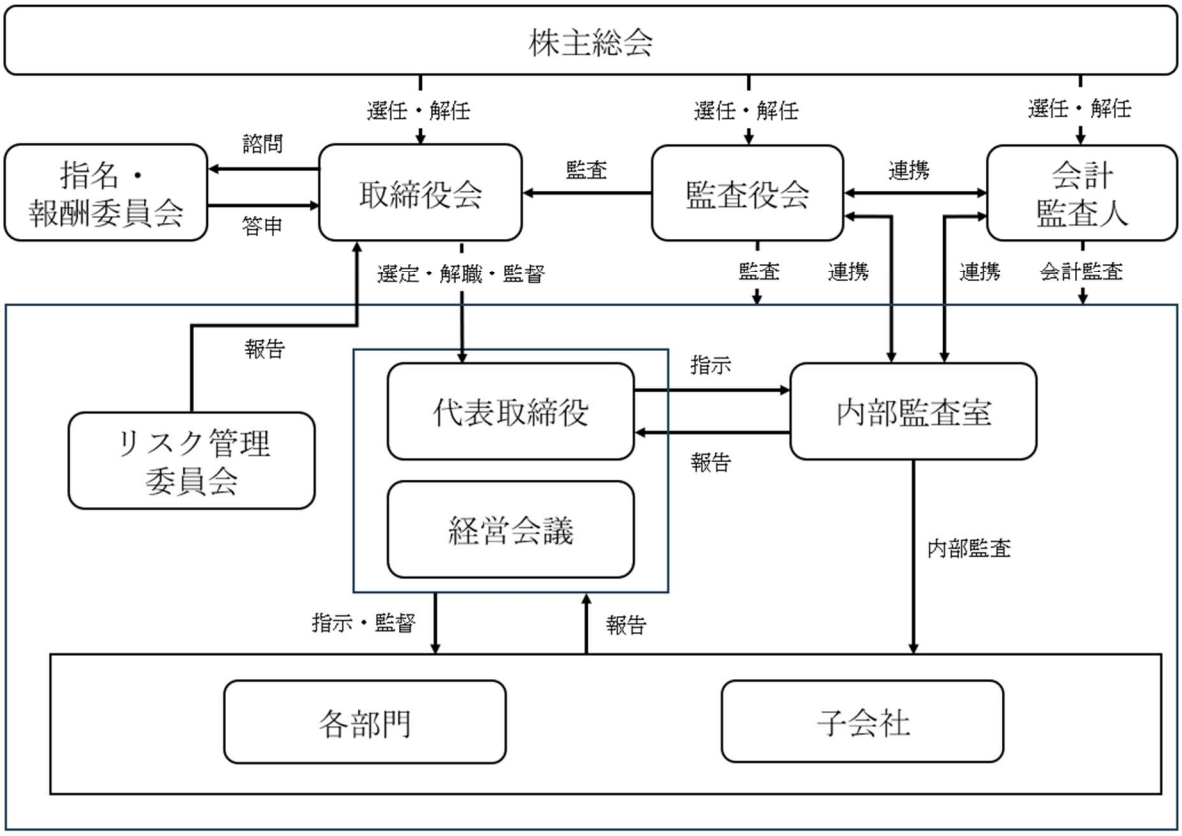
当社は買収防衛策を導入しておりません。また今後も予定はありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法をはじめとした関連法令および東京証券取引所の定めた適時開示規則等の諸規則に則り、適時・適正且つ公正な情報開示を実施しております。また、上記以外にも、当社グループに対する理解を深めていただく上で有用と判断した情報については、可能な範囲で開示を行っていく方針です。以下に、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の模式図を参考資料として添付いたします。

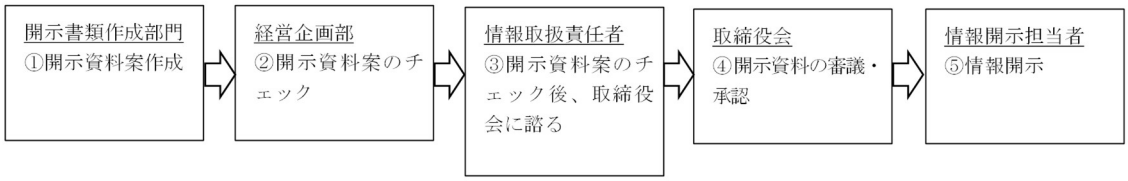
（参考資料）

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

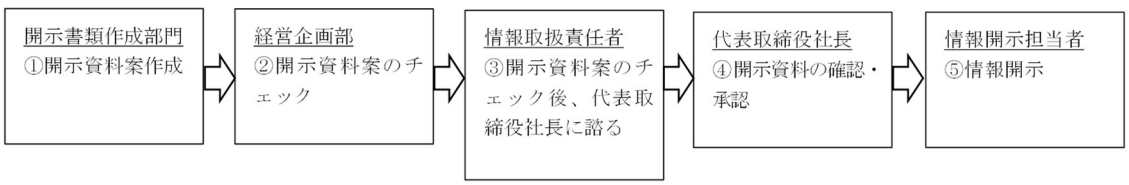


【適時開示体制（模式図）】

決定事実及び決算情報に関する情報



発生事実に関する情報



【スキル・マトリックス】

氏名	役職	主な資格等	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	IT・AI	人材育成
矢花　達也	代表取締役社長		●	●			●	●
野沢　勝則	取締役		●		●	●		●
伊藤　瑞穂	取締役		●	●			●	●
安國　忠彦	社外取締役	弁護士				●		
吉丸　弘二朗	社外取締役		●	●			●	
田代　昭臣	常勤監査役				●	●		
堀　公人	社外監査役	公認会計士			●	●		
園部　英樹	社外監査役		●			●		

（注）本表は、各取締役が有する全ての知見・経験を示すものではなく、各取締役が特に有する専門性・経験を表すものです。取締役各自が全分野に精通することを求めるものではなく、各取締役の専門性を組み合わせることで、取締役会全体として必要な知識・経験・能力を備える構成となっていることを示すものです。

以上